

毎週火、金曜日発行（但し休日は当るときは翌日）

昭和四年四月十五日第三回認可

鳥取県公報

規則

◇規則

職員の職の設置に関する規則の一部改正

米飯提供業者の登録

土地改良区役員の退任

めん山羊の肝てつ検査並びに駁除の実施

生活保護法の看護料支給基準の改訂

三朝温泉保護に関する措置基準の制定

◇選管告示

衆議院議員選挙に関する政黨、協会そ

の他の団体又は支部の収支に関する報告書

人委規則・職務に専念する義務の特例に関する規則

◇公告

県費負担教職員の有給休暇に関する規則の一
部改正

昭和三十三年度保母試験の施行

鳥取県規則第二十四号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年十月鳥取県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「(三十四)科長」の下に「(三十五)特別研究員」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年七月三日から適用する。

告 示

鳥取県告示第三百二十五号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三二号）第三十五条の四の規定に基き、昭和三十三年七月八日次の者に対し米飯提供業者の業者登録をした。

昭和三十三年七月十五日

鳥取県知事 遠藤

茂

184.60 (Total)

00360

実施月日	実施区域	実施場所
七月 一四日	八月七日	氣高郡鹿野町勝谷 勝谷家畜検査場
一五日	八日	氣高町浜村 浜村 "
一六日	一日	鹿野町小鷺河 小鷺河 "
一七日	一二日	氣高町逢坂 逢坂 "
二一日	二五日	宝木 宝木 "
二二日	二六日	瑞穂 瑞穂 "
二三日	二七日	鹿野町鹿野 鹿野 "
八月 一三日	九月八日	青谷町勝部 勝部 "
一四日	九日	中郷 中郷 "
一五日	一〇日	日置 日置 "
一八日	一日	日置谷 日置谷 "
一九日		青谷 青谷 "
二二日		

生活保護法（昭和十五年法律第百四十四号）第十五条
第五号の規定により看護を行いう場合の看護料の支給基準
を次のとおり定め、昭和三十三年八月一日から適用す
る。

		看護人別		一日当り看護料	
		病類別		看護婦	準看護婦
第一類		一級地	無級地	一級地	無級地
	コラ、ペスト				
第二類	発疹チブス、天	七五六	七二六	六〇五	五八〇
第三類	右以外の法定伝染病	六〇五	五八〇	四八四	四〇三
	開放性結核	五〇四	四八四	三八三	三六四
普 通 病		五〇四	四八四	三八三	三六四

看護料の額は右の額の二割五分増する。
徹夜勤務の場合の一日常り看護料は右の額の二割五分増する。

縣取緝告示第三百一十六號

北条土地改良区から 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十項の規定により、次のように

鳥取県知事

退任した役員の氏名及び住所

鳥取縣告示第三百一十七號

次のようにめん山羊の肝てつ検査並びに駆除を実施する
から、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六
号）第六条の規定により、めん山羊の所有者に對して検

登録番号	登録年月日	氏名	屋号又は名称
七〇九	三三、七、八	藤田トシ子	一力
七一〇	"	丸山 愛子	いこい食堂
七一一	"	太田実太郎	共済連温泉寮

八頭郡郡家町郡家二三〇ノ一 住所に同じ
鳥取市東品治町二六 七五ノ三

查並びに臘陽をうけることを能ひる

鳥取県知事
遠藤

貳

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1

四 実施の期日 別表のとおり

井上、検査……皮内注射反

一 看護料中には食費及び寝具料を含むものとする。

二 患者の病気併発の場合は重い方の料金とする。

三 級地は、看護が行われた指定医療機関の所在地によるものとし、本県の級地は次のとおりとする。

1 一級地

鳥取市（旧鳥取市、旧大正村）、米子市（旧米子市、旧大篠津村）、倉吉市（旧倉吉町）、境港市（旧境町、旧中浜村）、岩美郡国府町の内旧宇倍野村

2 無級地

一級地以外の鳥取県全域

鳥取県告示第三百二十九号

三朝温泉保護に関する措置基準を次のように定める。

昭和三十三年七月十五日

鳥取県知事 遠藤茂

（特殊地域指定）

第一条 温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第一

条の目的を達成し、あわせて同法第四条前段の事由の発生を防止するため、三朝温泉を特殊地域に指定する。

2 特殊地域は別図のとおりとする。

（許可、不許可の基準）

第二条 特殊地域における温泉掘さく、増掘、動力装置、温泉利用の申請に対する許否については、この基準によるものとする。

（新掘さく）

第三条 特殊地域内特に源泉密集地域内における温泉（まくら湯を含む。）の新掘さくは原則として当分の間認めないものとする。

（源温口径）

第四条 温泉掘さくの源泉口径は、三インチ以内とする。

（動力装置）

第五条 温泉動力装置の源泉直結使用は禁する。ただし、動力によらなければ温泉利用不可能の場合は、附近源泉に影響を認めない必要最小限の出力を許可すること

がある。

2 引湯送泉用動力使用の場合は間接式とし、動力及び

パイプを制限して、自噴量以内の採泉とする。

（エヤー・コンプレッサー）

第六条 エヤー・コンプレッサーの使用は禁する。

（利用制限）

第七条 利用量は、自噴量を越えない範囲とする。

2 浴そう、湯じり口（のみ）、ゆう出口の現形又は現

位置を変更しようとするときは、許可又は承認を得るものとする。

（井戸掘さく）

第八条 特殊地域内において、井戸の掘さくをしようとする者は、井戸掘さく着手後すみやかに様式第一号により知事に届け出なければならない。

（温泉法第十一条の行為）

第九条 特殊地域内において建築物の地下工事その他地下工作をしようとするものは、着手前に様式第二号により、知事に届け出るとともに、温泉に及ぼす影響を

様式第一号

三朝温泉特殊地域内における井戸掘さく、届

一 住 所

一 職 業・氏 名

一 生 年 月 日

一 井戸 使用の目的

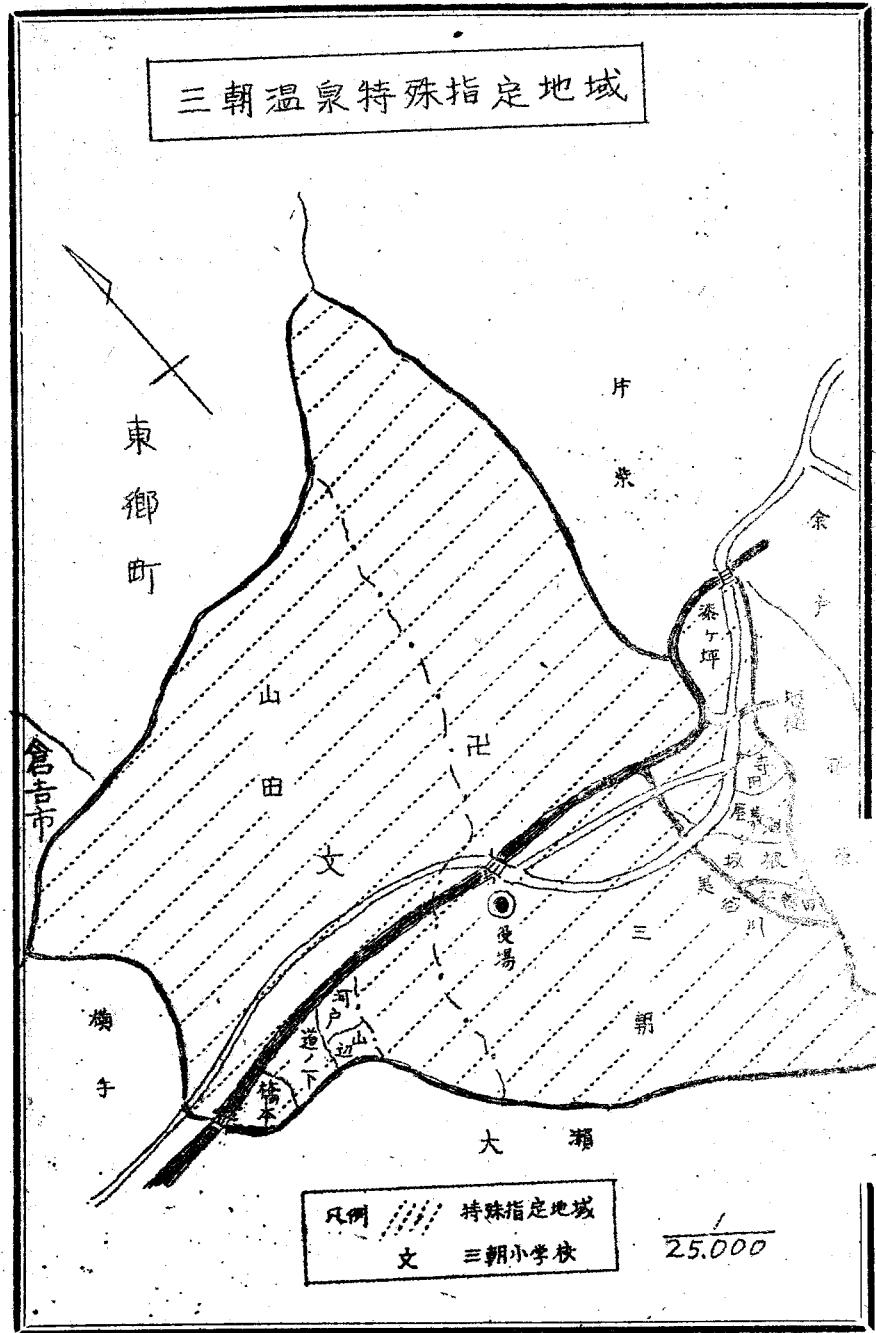
一 井戸掘さくの理由

一 堀さく地の地目及び地番並びに附近の状況

附近の状況
別添のとおり（周囲一百メートル以内の見取図）

一 堀さく口径・深さ・その他

一 口 径
一 深 度
一 経 長 度
一 メートル



井管の種類

一 工事施行者及び施行方法

工事施行者

施工方法

一 着手及び完了予定年月日

着手予定

完了予定

右のとおり三朝温泉保護に関する措置基準第八条の規定により関係書類を添えお届けします。

昭和

年

月

日

鳥取県知事

氏名

殿

様式第二号

三朝温泉特殊地域内における温泉法第十二条

にもとづく工作物届

一 職業・氏名

一 住 所

鳥取県知事

氏名

殿

昭和

年

月

日

二 期 間 昭和三十三年五月一日から 昭和三十三年五月三十一日まで (衆議院議員選挙)									
三 報告書の要旨									
政党、協会その他の団体名									寄附及び 収入又は 寄附の總額
自治労政治連盟鳥取県支部									一件千円以 上の寄附
自由民主党岩井支部									一件五百円 以上の寄附
自由党鳥取県支部因幡部会									支 出 額
西氣高支部									一件千円以 上の支出
自由民主党鳥取県支部連合会									一件五百円 以上の支出
日本全国自由労働組合鳥取県支部									報告書受 理 年 月 日
鳥取県西部地区青年団協議会									昭和三十三年七月十五日
鳥取県医師連盟									鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄
鳥取県徳安後援会									昭和三十三年七月二十一日 午後一時
鳥取県労働組合協議会									鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号
日本農民組合鳥取県連合会									鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号
直道会									鳥取市東町 鳥取県自治会館

三朝温泉特殊指定地域範囲

東部 三朝町大字砂原字中坪、坂根、社領田、屋敷廻り、寺田、漆ヶ坪、漆ヶ坪三八ノ一地先堤以下河川敷並びに美谷川筋の一帯。

西部 山辺、河戸、橋本、道ノ下、横手橋から倉吉市の境界を結ぶ線。

南部 砂原から大瀬を連ねた線。

北部 砂原字漆ヶ坪三八ノ一地先より片紫、東郷町、倉吉市の境界。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号

昭和三十三年度第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年七月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

昭和三十三年七月二十一日 午後一時

二 場所 鳥取市東町 鳥取県自治会館
三 議題 鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙について

いて

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十一条及びこれを準用する第十八条の規定により提出された政党、協会その他の団体又はその支部の、昭和三十三年五月二十二日執行の衆議院議員選挙に關しなされた収支に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十三年七月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 種類 政治資金規正法第十三条及びこれを準用する政党、協会その他の団体の收支に関する報告書

告書要旨

一 種類 政治資金規正法第十三条及びこれを準用する第十八条の規定による報告書

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年七月十五日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

鳥取県人事委員会規則第十五号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和三十一年鳥取県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改
正する。

人事委員會規則

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

鳥取県人事委員会規則第十五号

一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和三十一年鳥取県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改

第三条第十一号中「出産まで」を「出産の日まで」に

00375

ることができない者は現金（現金封筒に限る。）を
送付のこと。

2 既納の手数料はいかなる理由があつても還付しない。

九 試験科目の一部免除

厚生大臣の指定する学校又は施設において、指定科目を専修した者又は四の試験科目のうち昭和三十二年度保母試験において、一部科目に合格したもので、当該科目の受験免除を受けようとする者は、受験免除願（様式三）を提出しなければならない。

十 その他

- 受験票は、九月五日一斉に郵送する。
- 試験期間中は、受験票を携行しない者は、いかなる事情があつても入場させない。
- 受験についての照会は、返信用封筒及び切手を同封のこと。

様式一

受験願書

私はこのたび鳥取県において施行される保母試験を受けたいので所定の書類及び手数料を添えて申請します。

昭和 年 月 日

希望試験地

本籍地

現住所

氏ふりがな 名印

鳥取県知事 遠藤 茂殿

年 月 日生

様式二

履歴書

本籍地

現住所

世帯主 氏名 続柄
氏ふりがな

名

十一

学歴（小学校卒業時から記載のこと）

年 月 日

氏

名印

鳥取県知事 遠藤 茂殿

年 月 日

氏

名印

記

一 何々（科目名）

一 何々（科目名）

備考 他府県において施行の試験に合格しているとき

の証書の写には必ずその都道府県庁主務課の証明をつけること。

明をつけること。

年 月 日

名印

様式三

保母試験受験科目免除願

私は別紙（証書写）のとおり一部（試験科目に合格しております）の指定する学校（保母養成施設）で専修しておりますので左記の科目について受験を免除くださるようお願いします。